				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を２つ有するもの	ＡＬ	Ｅ＝5.1Ｓ＋13
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を３つ有するもの	ＡＭ	Ｅ＝5.1Ｓ＋59
			フラット型	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	ＡＮ	Ｅ＝5.1Ｓ－１
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	ＡＯ	Ｅ＝5.1Ｓ＋27
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を１つ有するもの	ＡＰ	Ｅ＝5.1Ｓ＋16
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を２つ有するもの	ＡＱ	Ｅ＝5.1Ｓ＋23
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を３つ有するもの	ＡＲ	Ｅ＝5.1Ｓ＋69
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	ＡＳ	Ｅ＝5.5Ｓ＋72
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	ＡＴ	Ｅ＝5.5Ｓ＋41

備考１　「ＶＴＲ」とは、ビデオテープレコーダーをいい、「ＤＶＤ」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下同じ。

２　「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

３　「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5％以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス５ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

４　「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16：９のブラウン管テレビのうち、ＭＵＳＥデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

５　「付加機能」とは、２チューナー２画面分割機能、文字多重放送受信機能、ＭＵＳＥ－ＮＴＳＣコンバータをいう。

６　Ｅ及びＳは次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

Ｓ：受信機型サイズ

⑵　テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの（以下「液晶テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成20年４月１日に始まり平成21年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年４月１日に始まり平成24年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する液晶テレビについて、２－１に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、15Ｖ型未満のものにあっては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分						基準エネルギー消費効率又はその算定式
アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	機　能	付　加　機　能	区分名	
４：３	垂直方向の画素数が650未満	15Ｖ型未満	ＤＶＤ再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	ＢＡ	Ｅ＝44
				付加機能を１つ有するもの	ＢＢ	Ｅ＝58
				付加機能を２つ有するもの	ＢＣ	Ｅ＝72
			ＤＶＤ再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	ＢＤ	Ｅ＝58
				ＨＤＤを有するもの	ＢＥ	Ｅ＝72
		15Ｖ型以上	ＤＶＤ再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	ＢＦ	Ｅ＝5.9Ｓ－45
				付加機能を１つ有するもの	ＢＧ	Ｅ＝5.9Ｓ－31
				付加機能を２つ有するもの	ＢＨ	Ｅ＝5.9Ｓ－16
			ＤＶＤ再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	ＢＩ	Ｅ＝5.9Ｓ－31
				ＨＤＤを有するもの	ＢＪ	Ｅ＝5.9Ｓ－16
	垂直方向の画素数が650以上	15Ｖ型未満	ＤＶＤ再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	ＢＫ	Ｅ＝49
				付加機能を１つ有するもの	ＢＬ	Ｅ＝64
				付加機能を２つ有するもの	ＢＭ	Ｅ＝78
			ＤＶＤ再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	ＢＮ	Ｅ＝59
				ＨＤＤを有するもの	ＢＯ	Ｅ＝73